



熊本県公報

第13580号
令和8年(2026年)
10月20日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○漁船保険付保義務の消滅（岱明加入区）	（団体支援課） 1
登 載 依 頼	
○指定講習機関の名称の変更	（警察本部運転免許試験課） 1
○認定教育実施者の名称の変更	（ ） 1
○認定検査実施者の名称の変更	（ ） 2

告 示

熊本県告示第736号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により令和4年（2022年）10月18日熊本県告示第710号で公示した岱明加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和8年（2026年）10月17日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。
令和8年（2026年）10月20日

熊本県知事 木 村 敬

登 載 依 頼

熊本県公安委員会告示第13号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により指定講習機関から次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。
令和8年10月20日

熊本県公安委員会委員長 野口 恭子

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	変更事項	変更後の内容	変更年月日
有限会社城北自動車学校 熊本県菊池市泗水町吉富300番地39 池邊 久雄	城北自動車学校 熊本県菊池市泗水町吉富300番地39	取消処分者講習 初心運転者講習 若年運転者講習	名称	株式会社城北自動車学校	令和8年8月17日

熊本県公安委員会告示第14号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により認定教育実施者から次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。
令和8年10月20日

熊本県公安委員会委員長 野口 恭子

名称、住所及び代表者の氏名	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
有限会社城北自動車学校	城北自動車学校 熊本県菊池市泗水町吉	名称	株式会社城北自動車学校	令和8年8月17日

熊本県菊池市泗水町 吉富 300 番地 39 池邊 久雄	富 300 番地 39			
------------------------------------	-------------	--	--	--

熊本県公安委員会告示第 1 5 号
運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 8 号）第 8 条第 1 項の規定により認定検査実施者から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。
令和 8 年 1 0 月 2 0 日

熊本県公安委員会委員長 野口 恭子

名称、住所及び代表者の氏名	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
有限会社城北自動車学校 熊本県菊池市泗水町吉富 300 番地 39 池邊 久雄	城北自動車学校 熊本県菊池市泗水町吉富 300 番地 39	名称	株式会社城北自動車学校	令和 8 年 8 月 17 日